

## 管理建築士講習の早期受講について

建築士法の改正により、管理建築士は、建築士として3年以上の設計等の業務に従事した後、登録講習機関が行う講習を修了した建築士でなければなりません。

改正法施行(平成20年11月28日)時点ですでに管理建築士である方については、平成23年11月27日までに管理建築士講習の受講が必要です。

期限間近は相当の混雑が予想されますので、未受講の方は、早期の受講をお願いします。

- ・経過措置期間後(平成23年11月28日以降)に未受講の場合、その者が管理する建築士事務所は、建築士法第26条第1項第2号の規定に基づき、都道府県知事により、建築士事務所の登録が取り消されることとなりますので、ご注意ください。

※ 建築士法改正以前の県知事指定の管理建築士講習等は、上記の管理建築士講習とは別の講習ですのでご注意ください。

講習スケジュールの最新情報及び申し込み・講習に関する問い合わせについては、各登録講習機関へ直接ご連絡ください。

〈管理建築士講習 法定登録講習機関一覧〉

講習機関名	ホームページ
(財)建築技術教育普及センター	<a href="http://www.jaeic.or.jp/">http://www.jaeic.or.jp/</a>
(株)総合資格学院法定講習センター	<a href="http://www.shikaku-center.jp/">http://www.shikaku-center.jp/</a>
特定非営利活動法人 東京土建 ATEC	<a href="http://www.doken-atec.jp/">http://www.doken-atec.jp/</a>
特定非営利活動法人 埼玉土建建築支援センター	<a href="http://kenchikushiencenter.jp/">http://kenchikushiencenter.jp/</a>

※ 講習形式(対面講習/DVD講習)、受講料等は、講習機関によって異なります。

改正建築士法に関する情報、関連のQ&Aは、以下のホームページをご参照ください。

一般社団法人 新・建築士制度普及協会 <http://www.icas.or.jp/>